

規制改革集中受付月間の受付状況について

平成 15 年 7 月 4 日

1. 全体の状況

6 月 1 日から 30 日までの間、構造改革特区の第 3 次提案募集と、全国規模での規制改革要望を同時に受け付ける「規制改革集中受付月間」を実施した。

7 月 4 日現在で、**297**の主体（構造改革特区への提案が 188、全国規模での提案が 109）から提案を受け付けた。

構造改革特区の第 3 次提案募集の詳細な状況は資料 1、全国規模での規制改革要望の詳細な状況は資料 2 のとおり。

2. 今後のスケジュール

構造改革特区の提案で出された要望については、少なくとも特区において実施するよう、内閣官房構造改革特区推進室が中心となって関係省庁と調整。（調整の経過については構造改革特別区域推進本部ホームページ上で公開。）その結果「特区で実施」となることもあれば、「全国で実施」となることもあります。（ についても同じ。）

全国規模の規制改革要望で出されたものについては、内閣府総合規制改革会議事務室が中心となって関係省庁と調整。（調整の経過については内閣府ホームページ上で公開。）さらに、必要に応じて、総合規制改革会議においても審議。

上記の調整の結果、「特区で実施」することとなったものについては、9 月を目途に構造改革特別区域推進本部において決定。（構造改革特区で実施できるようになるのは、原則として平成 16 年 4 月以降の予定。）

「全国で実施」することとなったものについても、9 月を目途に政府決定（上記の構造改革特別区域推進本部決定を含む。）を行い、その成果を反映。本年度は、11 月 1 日から 30 日までについても、同様の提案・要望の集中受け付けを予定。

問合せ先

1. 構造改革特区の第 3 次提案について

内閣官房構造改革特区推進室 伊藤 (5521-6634)、服部 (5521-6616)

2. 全国規模の規制改革要望について

内閣府総合規制改革会議事務室 西山 (5501-2813)、井上 (5501-2811)